

西条市一般廃棄物処理基本計画

＜中間見直し（案）＞

— 令和4年3月改訂 —

計画期間：平成29年度～令和13年度

-概要版-

LOVE
SAIJO

本市のごみ処理について、平成29年3月に西条市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）を策定し、適正なごみ処理を推進しています。このたび、改訂より5年が経過し、見直しを行いました。

本市の豊かな自然環境を保全し、次世代に引き継ぐべく、人と環境にやさしい、持続可能な資源循環型の社会づくりを目指すため、ごみの減量化・リサイクルの推進を図ります。

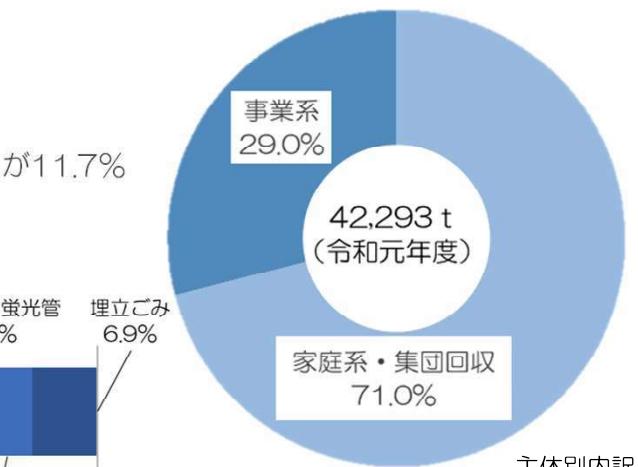
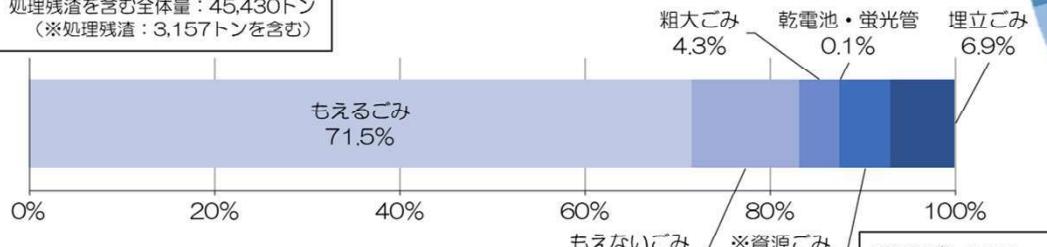
ごみ処理の課題

令和元年度の状況

◆ごみの排出状況◆

- 西条市が令和元年度に排出したごみの量は約4万2千トン
うち71%が家庭から出たごみです。
- 種類別では、「もえるごみ」が全体の71.5%、「もえないごみ」が11.7%の順に多い状況です。

人口：109,108人
全体量：42,293トン
処理残渣を含む全体量：45,430トン
(※処理残渣：3,157トンを含む)



主体別内訳

※資源ごみの内訳
・古紙 (4.7%)
・ガラスびん (0.6%)
・ペットボトル (0.2%)

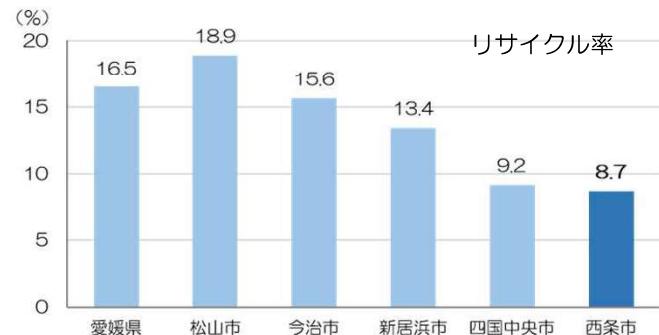
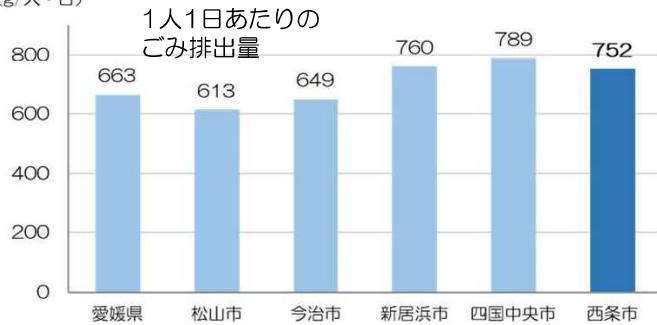
◆1人1日当たりのごみ排出量とリサイクル率◆ ~令和元年度一般廃棄物処理実態調査より~

- 西条市の家庭（家庭系と集団回収含む）からのごみ排出量は1人1日当たり752g
- ごみを資源として再利用したリサイクル率は8.7%



愛媛県平均と比べてごみの排出量は多く、リサイクル率は低い状況です。

(g/人・日)



本計画は、まちの将来像の実現に向けて、上位計画や3つの基本方針に沿って取り組む内容を4つの施策大綱と13の基本施策として示すものです。施策大綱ごとに展開方針や具体的な取組などを設定しています。

基 本 方 針

①循環型社会を目指して3Rを推進する

循環型社会を目指し、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）を基本原則として取組を進めます。

②ごみ処理に係る環境への負荷を可能な限り低減する

ごみの再資源化を通じて最終処分量の削減を図るとともに、ごみ処理に係るエネルギーの削減に努め、環境への負荷を可能な限り低減します。

③市民・事業者・行政が一体となって循環型社会づくりに取り組む

市民・事業者・行政の各主体の協働・連携によって3Rを推進し、循環型社会づくりに取り組みます。

施策大綱1

循環型社会を支えていく人づくり

基本 施 策

ごみ減量に向けた 市民意識の啓発

小・中学校等における 環境教育の推進

展 開 方 針

循環型社会づくりの推進にあたって、市民・事業者・行政が一体となって3Rに取り組むことが不可欠です。一人ひとりが資源を限りあるものとして認識し、自らのライフスタイルや事業活動を見直すとともに、適切な情報をもとに行動していくことが重要です。市民意識の向上と環境教育を通じて、循環型社会を支えていく人づくりに取り組みます。

具 体 的 取 組

- 広報、自治会への説明会等を通じた情報提供
- ごみ分別に関する出前講座
- 子ども向け学習資料の開発

- ごみ処理に関する地域学習会等の開催
- 児童・生徒等を対象としたごみ処理施設見学会の開催



施策大綱2

ごみの発生・排出抑制

基本 施 策

家庭系ごみの有料化 の検討

リユース・リペア の促進

生ごみ・食物残さ の減量

市民・事業者との協働 による取組

事業系のごみ減量に 向けた取組

展 開 方 針

循環型社会づくりの第一歩は、家庭や事業所で発生し、ごみとして排出されるものを減らすことです。本市の1人1日当たりのごみ排出量が全国平均値を上回る現状を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって一層のごみの発生・排出抑制に取り組みます。

具 体 的 取 組

- 指定ごみ袋及び無料配布制度の見直し
- 有料化に向けた市民の合意形成の促進
- グリーン購入の推進
- 3Rの基本方針を各視点での徹底
- 生ごみ処理機等の購入補助
- 食品ロスの削減
- 「おいしい食べきり運動推進店」の拡充
- 古紙、ダンボール等の資源化促進に向けた働きかけ
- 事業系のごみの排出抑制への働きかけ

- 制度普及のためのインセンティブ付与方策の検討
- 粗大ごみの戸別収集
- 不用品支援に係る情報発信の促進
- 家庭を対象とした食品ロス割合調査の実施検討
- ダンボールコンポスト等の普及促進
- 「エコショップ」の拡充とマイバッグ持参の奨励
- 市民への情報発信強化
- 適正な事業系ごみ排出の誘導



施策大綱3

リサイクル推進に向けた収集システムの整備

基本 施 策

プラスチック製品の 再資源化推進

資源ごみの分別収集 体制の強化

分別方法の 普及・啓発

展開方針

ごみの発生・排出抑制に続く循環型社会づくりの次のステップとして、排出されたごみのリサイクルを推進し、再資源化を図る必要があります。現状、本市のリサイクル率は、愛媛県や全国の実績値を大きく下回っています。このため、リサイクル率の向上と最終処分量の削減を目指し、市民・事業者に対してごみの分別協力を呼びかける一方で、それに対応したごみ処理体制としてリサイクル推進に向けた収集システムの整備に取り組みます。



具体的取組

- プラスチック製品の拠点回収の推進
- 分別収集品目の拡大及び細分化の検討
- 収集頻度の見直し
- 小型家電製品収集の促進
- ごみ分別アプリ「さんあ～る」の活用
- 「ごみの分け方講座」の開催
- 中間処理施設整備の検討
- 古紙等の紙ごみの分別強化
- 地域・学校等の集団回収による資源化活動の促進
- ごみカレンダー等の拡充・活用
- 紙ごみ資源化促進のための動画制作
- 市内事業者との連携
- ごみステーションの見直しの検討

施策大綱4

ごみの適正処理の推進

基本 施 策

ごみの散乱等 の防止

環境に配慮した ごみ処理の推進

災害ごみ処理対策 の充実

展開方針

循環資源として、繰り返し又は再生して使うことができなくなったごみは、法令等に則って定められた方法で処分する必要があります。また、ごみのポイ捨てや不法投棄等の行為は、地域の美観や良好な環境を損ねる要因となるため、未然に防止する対策が重要です。

加えて、地震や風水害等の災害時には、通常をはるかに上回る大量の災害ごみの発生が予想されるため、あらかじめ事態を想定して対策を検討しておく必要があります。地域の美化に努めるとともに、環境への負荷が最小限となるよう配慮して、ごみの適正処理を推進します。



具体的取組

- 不法投棄対策等の充実・強化
- 焼却灰の無害化と有効利用の継続
- 環境負荷の低減を目指した施設整備方策の検討
- 大規模災害時のごみ処理に関する広報、周知
- 河川、海岸、道路、農地等の美化推進
- ごみ処理施設及び最終処分場の適正な維持管理
- 持続可能なごみ収集体制の検討
- 災害ごみの受入を想定したごみ処理施設の充実

→ 令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律*」が施行されました。

* 「食品ロスの削減の推進に関する法律」略称：食品ロス削減推進法

本市はSDGsの理念に則り、食品ロスをより削減していくために、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」として、本計画の第5章を位置づけます。

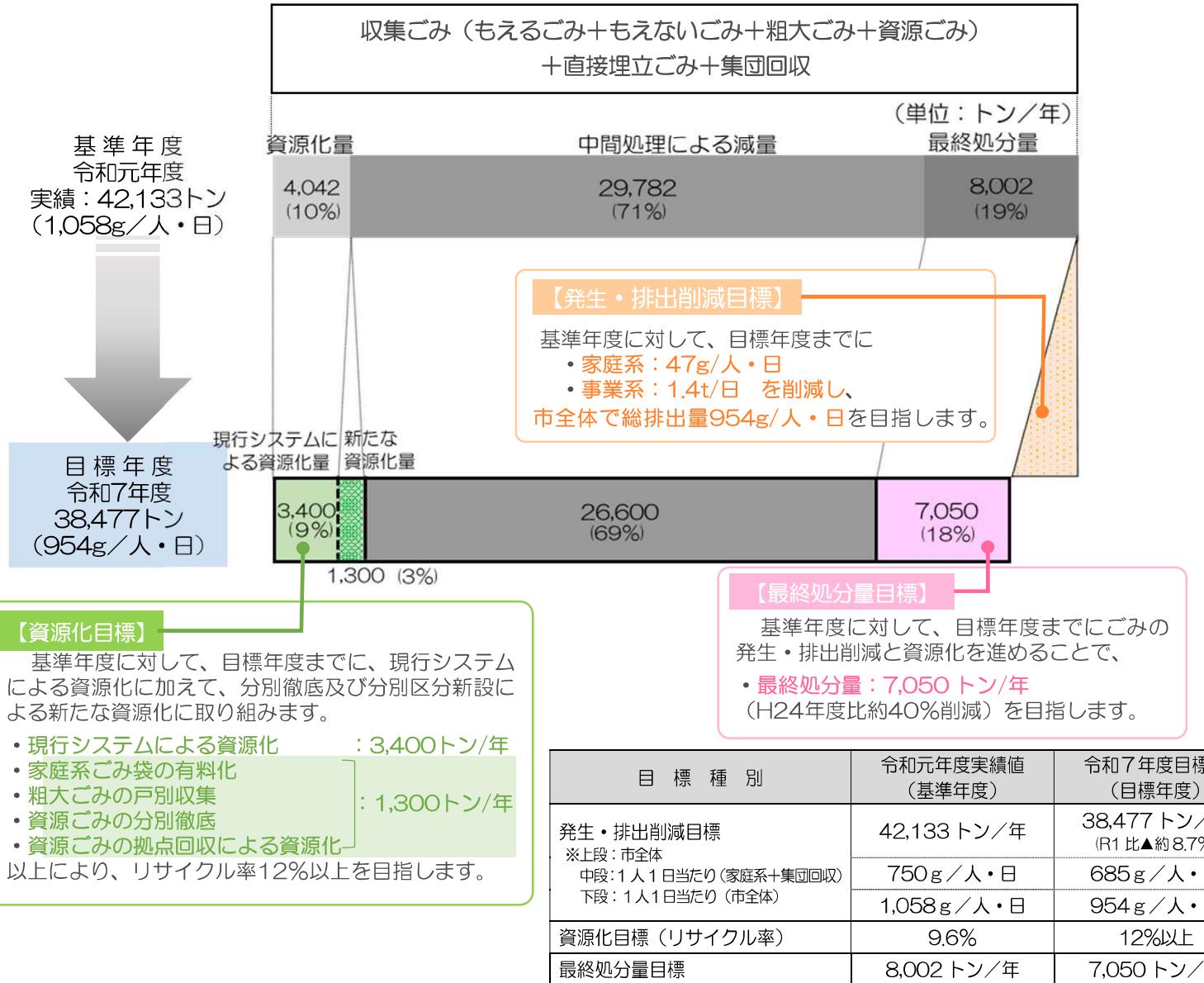


- 計画期間における推進目標
2025年度（令和7年度）までに、
2020年度比で食品ロス量の10%削減を目指します。
- 長期的な目標
2030年度（令和12年度）までに、
2000年度比で食品ロス量の半減以上を目指します。

※目標数値は、国・県の上位計画に準じています。



～令和7年度における目標達成を目指します～



■「もえるごみ」の中の「資源ごみ」の分別を徹底しよう!

(新たな資源化量(見込):年間1,300トン)

- ごみの分別方法や、「資源ごみ」の収集日は、ごみカレンダーや分別アプリで確認しましょう。
- 菓子箱などの雑紙は、雑誌と一緒に縛って一緒に古紙として出しましょう。
- 地域の集団回収活動に参加・協力するとともに、新聞や雑誌等の古紙を集め回収に出しましょう。
- 古紙を回収に出せない場合は、きちんと分別して「資源ごみ」の収集日に出しましょう。「もえるごみ」として混ぜて出すと、資源化できません。
- その他、ペットボトルやガラスびんなどもきちんと分別して、「資源ごみ」として出しましょう。
- 資源ごみの拠点回収（今後実施予定）を有効活用しましょう。
- 民間業者が行っている資源ごみの店頭回収を有効活用しましょう。



ペットボトル等の容器は、キャップを取りはずし、潰して資源ごみに出しましょう。
外したキャップはもえるごみで出しましょう。

「もえるごみ」などと混ぜずに、「資源ごみ」として分別して出しましょう。



ガラスびん、ペットボトル等の容器は、汚れていると資源化できません。中身を使い切つてから、簡単に水洗いして出しましょう。

くことわり>本計画に記載の数値については、端数処理等の関係より、合計等が一致しない場合があります。

本計画についてのお問合せは 〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市庁舎新館2階
環境部 環境政策課まで ごみ減量推進係

電話: 0897-52-1367 FAX: 0897-52-1386